

各法令等による製品の分類

	石綿則 ¹⁾	大防法	建基法	廃掃法 ²⁾
吹付石綿 石綿含有吹付ロックウール	レベル1	特定建築材料	対象	廃石綿等
石綿含有吹付パーミキュライト 石綿含有吹付パーライト	レベル1	特定建築材料	— ⁴⁾	廃石綿等
石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	レベル2	特定建築材料	— ⁴⁾	廃石綿等
その他の石綿含有建材 (成形板等)	レベル3	— ⁴⁾	— ⁴⁾	石綿含有 産業廃棄物
石綿含有シール材等	レベル外 ³⁾	— ⁴⁾	— ⁴⁾	石綿含有 産業廃棄物

1) 便宜上「石綿側」としたが、正確には「建防災マニュアル」等の分類

2) 建築物等から除去等した場合

3) レベル外とは、レベル1、2、3に規定されていない製品

4) 「—」は、法の適用外